

I 沿 革

1 水道のあゆみ

年 月	出 来 事
昭和8年 7月 (1933)	旧三田町長辻井吉之介ら20人の上水道調査員が調査着手。 バクナル(株)が調査設計。 水源は、道場村生野根部谷川に求めたが湧出量が少なく、武庫川の伏流水を吸引する計画で認可申請したが認可ならず。
昭和11年 7月 (1936)	旧三田町水道事業創設 計画給水人口 6,000人 計画1日最大給水量 800m ³
8月	家本幸治町長が就任し、県立工業学校松崎平治氏に調査依頼し、再び認可申請する。
9月	町議会を経て工事費の全て12万4千円を起債申請する。
昭和12年 1月 (1937)	兵庫県知事から工事施工の認可おりる。
2月	取水場にて起工式を行う。
11月	第1期工事竣工
12月	旧三田町水道事業給水開始 計画給水人口 8,000人 第1期計画 6,000人 1人1日平均給水量 100ℓ 夏季最大給水量 150ℓ 水道料金 一般家庭用1戸1月20銭 共用栓1戸1月80銭 内務大臣の許可を得る。
昭和14年 (1939)	大千ばつ
昭和15年 11月 (1940)	旧三輪町水道事業創設 (兵庫県指令衛第1541号) 簡易水道事業創設 水道料金 一般家庭用1戸1月1円 共用栓1戸1月60銭
昭和19年 (1944)	大千ばつ
昭和26年 2月 (1951)	旧三田町水道事業拡張 旧三輪町水道事業拡張 進駐軍水道顧問コフマン氏が旧三輪町の上水道を視察し、増補改良工事の必要がある旨指示。
昭和33年 7月 (1958)	三田市誕生 県下20番目の市 人口 32,604人
昭和34年 1月 (1959)	広野簡易水道完成 水源：青野川溪谷 7.5馬力の揚水ポンプで配水池まで送水。 中野地区から自然流下式で200戸、1,100人に給水 総工費480万円、内国庫補助金110万円 滅菌設備により衛生的な送水が可能となる。
昭和35年 11月 (1960)	相野簡易水道工事着工 1人1日平均給水量 100ℓ 1人1日最大給水量 150ℓ
12月	第1次拡張事業 旧三田町、旧三輪町上水道事業の統合 (三輪町の廃止) 給水区域の拡張、浄水及び配水施設の拡張 計画給水人口 16,000人 計画1日最大給水量 2,880m ³

年 月	出 来 事
昭和36年 6月 (1961)	台風6号の余波、豪雨による被害をもたらす。 災害救助法発動 被害総額 約1億5千万円 床上浸水 419世帯
10月	相野簡易水道給水始まる。 相野駅を中心とする14地区 給水戸数 700戸 給水人口 4,000人
昭和37年 6月 (1962)	梅雨前線停滞豪雨による被害 被害総額 5,961万円
9月	第2次拡張事業(37~39年) 給水量の拡張 取水施設、浄水施設及び配水施設の拡張 下山取水場の拡張 古城浄水場に圧力ろ過施設の新設 配水池、配水管の増設 1日給水量 5,400m ³ 目的は、断水解消 総事業費4,600万円、内起債4,300万円
昭和39年 6月 (1964)	第2次拡張事業の浄水施設完工し、運転開始 構造物 取水場の増設、薬品混和池、沈殿池、取水ポンプ場、圧力ろ過器
昭和42年 3月 (1967)	第3次拡張事業 人口増による水量拡張 取水施設、浄水施設及び配水施設の拡張 計画給水人口 22,000人 計画1日最大給水量 7,260m ³
6月	異常渇水で時間給水 渇水対策本部設置 5月9日から日照りが続き、武庫川の水が全て干上がる。 1日2時間給水 自衛隊に給水支援(10台で20日間、1日約15往復1日約700m ³ の給水) 神戸市に給水支援を願う。近隣市町から「友情の水」を頂く。
9月	市議会議員総会でダム建設要請の決議 青野ダム建設計画発表 武庫川総合開発の一環として計画され、下流の治水と三田の水不足解消、さらには北摂、北神ニュータウンの利水の多目的ダム。市内加茂の青野川と黒川の合流点下流に長さ160m、高さ31mの重力式コンクリートダムを造り、総貯水量は、1,410万t、日量92,000tの上水が送られる。このダムの建設で田畑など約245ha、農家の家屋86戸が水没するものとみられる。
10月	地元でダム建設反対期成同盟会結成
12月	定例市議会でダム建設促進を決議
昭和43年 2月 (1968)	青野ダム建設第1回計画説明会 230haの田畑、山林、85戸が水没予定
3月	青野ダム調査協力地元へ要望

年 月	出 来 事																																		
昭和43年 3月 (1968)	山田ダムのカサ上げ着手 堤高 10m→13m 貯水量 177,600 t→188,200 t 日量 1,200 t→3,060 t 下山浄水場拡張工事完成 給水人口 17,000人→22,000人 配水量 5,400m ³ →7,260m ³																																		
6月	水道料金の改定 企業会計として独立採算となり、一般会計から繰入ができなくなる。 平均 39.95% 家庭用 31.22% 営業用 42.72%																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基 本 料 金 1 ヶ 月</th> <th rowspan="2">超過料金1m³につき</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家 庭 用</td> <td>8m³</td> <td>200</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>15m³</td> <td>390</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>官公署学校用</td> <td>30m³</td> <td>730</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>浴 場 用</td> <td>300m³</td> <td>5,650</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>工 事 用</td> <td>15m³</td> <td>440</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>共 用 栓</td> <td>7m³</td> <td>120</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>臨 時 用</td> <td colspan="2">1m³につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	基 本 料 金 1 ヶ 月		超過料金1m ³ につき	水 量	料 金 (円)	家 庭 用	8m ³	200	30	営 業 用	15m ³	390	32	官公署学校用	30m ³	730	32	浴 場 用	300m ³	5,650	27	工 事 用	15m ³	440	32	共 用 栓	7m ³	120	30	臨 時 用	1m ³ につき		40
用 途	基 本 料 金 1 ヶ 月		超過料金1m ³ につき																																
	水 量	料 金 (円)																																	
家 庭 用	8m ³	200	30																																
営 業 用	15m ³	390	32																																
官公署学校用	30m ³	730	32																																
浴 場 用	300m ³	5,650	27																																
工 事 用	15m ³	440	32																																
共 用 栓	7m ³	120	30																																
臨 時 用	1m ³ につき		40																																
昭和44年 4月 (1969)	水道使用分担金（口径別）制度開始 新旧加入者の公平負担																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額 (円)</th> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ13</td> <td>12,000</td> <td>φ50</td> <td>296,000</td> </tr> <tr> <td>φ20</td> <td>32,000</td> <td>φ75</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>φ25</td> <td>55,000</td> <td>φ100</td> <td>1,638,000</td> </tr> <tr> <td>φ40</td> <td>171,000</td> <td>φ125</td> <td>別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	金 額 (円)	口 径	金 額	φ13	12,000	φ50	296,000	φ20	32,000	φ75	800,000	φ25	55,000	φ100	1,638,000	φ40	171,000	φ125	別に定める														
口 径	金 額 (円)	口 径	金 額																																
φ13	12,000	φ50	296,000																																
φ20	32,000	φ75	800,000																																
φ25	55,000	φ100	1,638,000																																
φ40	171,000	φ125	別に定める																																
10月	料金の前納制度開始																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ13</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>φ20</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>φ25</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	金 額 (円)	φ13	20,000	φ20	25,000	φ25	35,000																										
口 径	金 額 (円)																																		
φ13	20,000																																		
φ20	25,000																																		
φ25	35,000																																		
11月	第4次拡張事業 福島簡易水道の統合 北摂ニュータウン開発計画発表 将来人口 20万人の中核都市 計画給水人口 22,000人 計画1日最大給水量 7,260m ³																																		

年 月	出 来 事																																		
昭和46年 4月 (1971)	<p>水道料金の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基 本 料 金 1 ヶ 月</th> <th rowspan="2">超過料金1m³につき (円)</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家 庭 用</td> <td>8m³</td> <td>260</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>15m³</td> <td>500</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>官 公 署 学 校 用</td> <td>30m³</td> <td>950</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>浴 場 用</td> <td>300m³</td> <td>7,350</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>工 事 用</td> <td>15m³</td> <td>570</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>共 用 栓</td> <td>7m³</td> <td>155</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>臨 時 用</td> <td colspan="2">1m³につき</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	基 本 料 金 1 ヶ 月		超過料金1m ³ につき (円)	水 量	料 金	家 庭 用	8m ³	260	39	営 業 用	15m ³	500	42	官 公 署 学 校 用	30m ³	950	42	浴 場 用	300m ³	7,350	35	工 事 用	15m ³	570	42	共 用 栓	7m ³	155	39	臨 時 用	1m ³ につき		52
用 途	基 本 料 金 1 ヶ 月		超過料金1m ³ につき (円)																																
	水 量	料 金																																	
家 庭 用	8m ³	260	39																																
営 業 用	15m ³	500	42																																
官 公 署 学 校 用	30m ³	950	42																																
浴 場 用	300m ³	7,350	35																																
工 事 用	15m ³	570	42																																
共 用 栓	7m ³	155	39																																
臨 時 用	1m ³ につき		52																																
8月	青野ダム建設を近畿圏整備計画に編入																																		
昭和47年 3月 (1972)	<p>第5次拡張事業</p> <p>給水区域の拡張、山田浄水場の施設能力アップ</p> <p>4月 桑原を給水区域とする山田浄水場拡張工事始まる。</p> <p>日 量 3,060 t → 4,600 t</p> <p>プランクトンが異常発生し滅菌しても臭いが残るため、原水に空気を吹き込む「ばっ気式方式」の設備を採用。給水能力は、8,800 tとなる。</p> <p>6月 大雨による被害発生</p> <p>駅前など約300戸浸水</p> <p>130ミリの降雨</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>公 共 土 木 施 設</td> <td>114ヶ所</td> <td>6,100万円</td> </tr> <tr> <td>農 林 施 設</td> <td>804ヶ所</td> <td>31,190万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> (た め 池 農 地 水 路 な ど 農 地 冠 水) </td> <td>53ヶ所</td> <td>13,200万円</td> </tr> <tr> <td>575ヶ所</td> <td>10,760万円</td> </tr> <tr> <td>176ヶ所</td> <td>7,230万円</td> </tr> <tr> <td>200ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 道 施 設</td> <td>3ヶ所</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>教 育 施 設</td> <td>5ヶ所</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>37,371万円</td> </tr> </tbody> </table>	公 共 土 木 施 設	114ヶ所	6,100万円	農 林 施 設	804ヶ所	31,190万円	(た め 池 農 地 水 路 な ど 農 地 冠 水)	53ヶ所	13,200万円	575ヶ所	10,760万円	176ヶ所	7,230万円	200ha		水 道 施 設	3ヶ所	40万円	教 育 施 設	5ヶ所	41万円	合 計		37,371万円										
公 共 土 木 施 設	114ヶ所	6,100万円																																	
農 林 施 設	804ヶ所	31,190万円																																	
(た め 池 農 地 水 路 な ど 農 地 冠 水)	53ヶ所	13,200万円																																	
	575ヶ所	10,760万円																																	
	176ヶ所	7,230万円																																	
	200ha																																		
水 道 施 設	3ヶ所	40万円																																	
教 育 施 設	5ヶ所	41万円																																	
合 計		37,371万円																																	
9月	県市が青野ダム地域代表者会議開催																																		
昭和48年 2月 (1973)	<p>青野ダム各地区地権者会結成</p> <p>市が青野ダム関係地区役員連絡会議開催</p> <p>5月 青野ダム地権者の会事務局開設</p> <p>8月 青野ダム開発促進会議を設置</p> <p>9月 施設能力限界のため新たな水源確保まで下記を除き給水規制を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、1ヵ年以上市内に住み、生業を営むため必要な1戸建住宅、店舗、事業所。但し、分水栓口径は、口径13mm以内。 ・ 現在、給水を受けているものが行おうとする増改築または、給水装置の変更で分水栓口径の増径を必要としないもの。 ・ 公共施設または、これに準ずる公益上の施設で、市長が特に給水を認めたもの。 <p>10月 青野ダム建設に伴う水没線、地形、道路測量に関する協定調印式が行われる。</p> <p>関係8地区のうち6地区の地権者代表と調印</p> <p>末東地区が、地権者会に加入していない10数戸に対し了解を得るため努力を続ける。</p> <p>11月 市政世論調査を実施し、市政で力を入れて欲しい施策に水質源対策が上位に入る。</p>																																		

年 月		出 来 事																																				
昭和49年 3月	(1974)	第6次拡張事業																																				
4月		古城浄水場の改良 水道料金の改定																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th colspan="2">基本料金1ヶ月</th> <th rowspan="2">超過料金1m³につき(円)</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家 庭 用</td> <td>8m³</td> <td>350</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>15m³</td> <td>700</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>官 公 署 学 校 用</td> <td>30m³</td> <td>1,340</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>浴 場 用</td> <td>300m³</td> <td>10,000</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>工 事 用</td> <td>15m³</td> <td>850</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>共 用 栓</td> <td>10m³</td> <td>350</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>臨 時 用</td> <td colspan="2">1m³につき</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			用 途	基本料金1ヶ月		超過料金1m ³ につき(円)	水 量	料 金	家 庭 用	8m ³	350	57	営 業 用	15m ³	700	65	官 公 署 学 校 用	30m ³	1,340	65	浴 場 用	300m ³	10,000	51	工 事 用	15m ³	850	68	共 用 栓	10m ³	350	57	臨 時 用	1m ³ につき		100
用 途	基本料金1ヶ月		超過料金1m ³ につき(円)																																			
	水 量	料 金																																				
家 庭 用	8m ³	350	57																																			
営 業 用	15m ³	700	65																																			
官 公 署 学 校 用	30m ³	1,340	65																																			
浴 場 用	300m ³	10,000	51																																			
工 事 用	15m ³	850	68																																			
共 用 栓	10m ³	350	57																																			
臨 時 用	1m ³ につき		100																																			
		加入分担金の改定																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ13(1種)</td> <td>50,000</td> <td>φ40</td> <td>3,320,000</td> </tr> <tr> <td>φ13(2種)</td> <td>100,000</td> <td>φ50</td> <td>6,100,000</td> </tr> <tr> <td>φ13(3種)</td> <td>200,000</td> <td>φ75</td> <td>17,384,000</td> </tr> <tr> <td>φ20</td> <td>584,000</td> <td>φ100</td> <td>35,347,000</td> </tr> <tr> <td>φ25</td> <td>1,020,000</td> <td>φ125</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>φ30</td> <td>2,095,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			口 径	金 額	口 径	金 額	φ13(1種)	50,000	φ40	3,320,000	φ13(2種)	100,000	φ50	6,100,000	φ13(3種)	200,000	φ75	17,384,000	φ20	584,000	φ100	35,347,000	φ25	1,020,000	φ125	別に定める	φ30	2,095,000								
口 径	金 額	口 径	金 額																																			
φ13(1種)	50,000	φ40	3,320,000																																			
φ13(2種)	100,000	φ50	6,100,000																																			
φ13(3種)	200,000	φ75	17,384,000																																			
φ20	584,000	φ100	35,347,000																																			
φ25	1,020,000	φ125	別に定める																																			
φ30	2,095,000																																					
8月		浄水場の施設改良で新規給水制限を解除 古城浄水場の施設改良により実質的な増量を得られ、見通しがついたため、給水制限を解除する。施設能力は、日量3,000m ³ (緩速ろ過1,800m ³ 、急速ろ過1,200m ³)のうち、緩速ろ過施設1,800m ³ を急速ろ過方式に改良、今後の原水汚濁に備えて1,000m ³ の予備施設を併設し、浄水能力を高める。																																				
11月		水道料金の電算機による計算処理開始 納付書と口座振替の2制度開始 使用水量のお知らせカードの様式変更 使用者番号制度の開始																																				
昭和50年 2月	(1975)	古城浄水場施設改良工事完成 総工費 約1億9,200万円 施設能力1日当たり 3,000m ³ →4,000m ³																																				
昭和51年 4月	(1976)	水道料金の改定																																				
9月		台風17号による集中豪雨で被害 河川、道路、農業関係などに2億6,000万の被害 9月8日から13日の6日間に総雨量248.5mm 床下浸水51戸 武庫川広瀬橋下流350m付近堤防決壊の恐れから市職員、消防団員が徹夜で土嚢1,300個、1t十字ブロックで応急処置する。																																				
昭和55年 10月	(1980)	第7次拡張事業 給水区域の拡張(北摂NT南地区の一部、池尻及び西野上) 計画給水人口 20,500人 計画1日最大給水量 11,050m ³																																				
昭和56年 10月	(1981)	北摂ニュータウンの入居開始。 フラワータウン入居始まる。																																				
12月		第7次拡張事業第1回事業変更 給水区域の拡張(東野上)																																				

年 月	出 来 事
昭和57年 4月 (1982)	水道料金の改定 ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。
昭和60年 3月 (1985)	第8次拡張事業開始(平成8年3月完了) 給水区域の拡張(北摂全域、沢谷、広野、相野各簡易水道の統合、上野、青野及び上本庄地区の給水区域の拡張) 計画給水人口 113,500人 計画1日最大給水量 59,500m ³
昭和61年 4月 (1986) 5月	水道料金の改定 ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。 青野ダム完成(昭和58年3月より工事開始) 青野ダムの一部貯水が始まり、県営三田浄水場が一部操業開始。 長年の悲願であったダムが完成し、濁水の心配がなくなる。
昭和62年 3月 (1987)	無水源地域簡易水道施設整備事業 上野、志手原地区完成(昭和59年7月より工事開始)
昭和63年 3月 (1988) 8月	飲雑用水施設整備事業 広野開拓地区完成(昭和61年より工事開始) 簡易水道施設整備事業 大川瀬地区(昭和62年7月より工事開始)
平成2年 2月 (1990) 3月	簡易水道施設整備事業 母子、永沢寺地区完成(昭和63年6月より工事開始) 広域化促進事業 青野ダム周辺地区完成(昭和62年9月より工事開始)
平成3年 3月 (1991)	広域化促進事業 沢谷開拓及び高原住宅地区完成
平成4年 3月 (1992) 8月	広域化促進事業 藍本、上本庄地区完成 市内全域水道給水式典を行う。
平成5年 3月 (1993) 7月	簡易水道施設整備事業 高平地区完成 水道の基幹施設整備が完了し、給水区域の全域に水道水の供給体制が確立。 水道料金に消費税(3%)を転嫁
平成6年 7月 (1994)	全国的に濁水 この年は、空梅雨で7月上旬には梅雨が明け、猛暑となる。 三田においても雨が降らず、翌年の春まで青野ダムの水も減り続ける。しかし、給水制限等は実施せず。
平成7年 1月 (1995)	1月17日 阪神淡路大震災発生 午前5時46分頃、淡路島地下20キロを震源にマグニチュード7.2の地震が発生。 震 度 7 (激震) : 神戸三宮周辺、淡路島の一部 震 度 6 (烈震) : 神戸、洲本 震 度 5 (強震) : 豊岡、京都、彦根 震 度 4 (中震) : 姫路、大阪、和歌山、奈良 震 度 3 (弱震) : 広島、名古屋、金沢、山口 震 度 2 (軽震) : 横浜、静岡、甲府、長野、佐賀 震 度 1 (微震) : 東京、千葉、福岡 三田では、水道施設に被害がなかったため、神戸市、芦屋市、西宮市等へ応援給水を行う。
平成8年 4月 (1996)	浄水場統合整備事業

年 月	出 来 事
平成9年 4月 (1997)	水道料金の改定 消費税法改正により、消費税5% (地方消費税含む。) を転嫁。 ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。 全 体 18.8% 家 庭 用 13.9%
平成10年 3月 (1998)	県下水道事業体と「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を締結。
平成11年 3月 (1999)	マッピングシステムの整備 市内全域の給配水管データの電算機による管理が可能となる。
7月	兵庫県水道用水供給事業に係る給水協定 計画給水量 39,200m ³ /日最大への引き下げ。
平成12年 4月 (2000)	第9次拡張事業開始 (平成12年4月から平成23年3月まで) 給水区域の拡張 (小野、高平、藍、乙原、青野、本庄、岩倉、大川瀬地区等) 未給水地区の解消 計画給水人口 151,100人 計画1日最大給水量 74,000m ³
平成13年 7月 (2001)	水道料金の改定 ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。 全 体 14.36% 家 庭 用 14.11%
12月	広域化促進事業 有馬富士加圧所、清水山配水池を竣工
平成14年 3月 (2002)	広域化促進事業 小野、高平地区
平成15年 1月 (2003)	広域化促進事業 小野加圧所、小野配水池を竣工
3月	広域化促進事業 乙原、小野地区
12月	給水ローリー車購入 吸水及び高所への給水が可能となるポンプを内蔵。 仕様 最大積載量 3,500kg (飲料水) 内容量 3.5m ³ ポンプ 最大揚程25m 吐出量 200ℓ/分 給水口 9ヶ所 (最大13ヶ所)
平成16年 2月 (2004)	大川瀬地区上水道へ切替 大川瀬浄水場廃止。
3月	広域化促進事業 大川瀬、藍本地区
10月	台風23号上陸 (年内最多記録の10個目の上陸)。 県内で多大な被害が発生。中でも、豊岡市が円山川決壊により大水害となる。 三田では水道施設に被害はなかったため、豊岡市へ応援給水を行う。
平成17年 5月 (2005)	広域化促進事業 大川瀬地区 うぐいすの里西加圧所および配水池を竣工。
平成18年 1月 (2006)	水道事業と簡易水道事業の統合 平成17年12月市議会に事業を統合するための関係条例の改正と予算を一本化する補正予算を同時に提出し議決される。 計画給水人口 151,805人 計画1日最大給水量 74,180m ³

年 月	出 来 事
平成18年 8月	改良事業 ガスクロマトグラフ装置の設置 安心で安全な水道水を供給するため、水質の状況把握と監視の強化を図る。
9月	高平浄水場・母子浄水場監視モニターの設置 高平浄水場、母子浄水場に浄水製造過程などが把握できる監視カメラを設置しインターネット網を通じ古城浄水場でモニター監視を行うことにより、水質事故等の未然の防止を図る。
10月	阪神北地域協議会に三田市加入 協議会は伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の4市1町体制で構成される。
11月	阪神北地域水道協議会4市1町で協定締結書を締結。 「災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書」を締結。
平成19年 1月 (2007)	改良事業 水中油分監視装置の設置 武庫川への油類流出による水質事故の未然の防止を図る。
6月	広域化促進事業 下青野地区
平成20年 3月 (2008)	改良事業 市内全施設の警報伝達装置の整備完了 市内に点在する給水加圧ポンプ所(10ヶ所)に携帯電話によるメールシステムを利用した、警報伝達装置の整備を行う。このことにより、市内の全水道施設(46ヶ所)の機器異常等に迅速に対応できる体制の確立を図る。
平成21年 3月 (2009)	三田市と神戸市間の連絡管の整備及び運用に関する協定を締結 連絡管整備場所 三田市横山町～神戸市北区長尾町宅原 三田市沢谷～神戸市北区長尾町上津
平成22年 3月 (2010)	拡張事業 三田・神戸緊急時連絡管布設工事完了 (協定に基づく三田市横山町～神戸市北区長尾町宅原)
12月	三田市と神戸市間の連絡管通水訓練 神戸市側の布設工事が完了したことにより、両市水道事業職員による通水訓練を実施。
平成23年 1月 (2011)	1月27日 三田市渇水対策本部を設置 降雨量の減少により青野ダムの貯水量が50%を下回ったことから、渇水対策本部を設置。(4月25日貯水率70%を超えたため解散)
3月	3月11日 東日本大震災発生 午後2時46分頃、三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。 震 度 7 (激震) : 宮城県栗原市 津波により東北地方沿岸に甚大な被害をもたらす。 日水協の要請により、三田市は、3月14日～5月31日の間 被災地へ応援給水を行う。
4月	コンビニ収納開始
8月	水道料金の改定 兵庫県の受水費単価が平成23年度から平成27年度までの5年間 21.13円 引き下げられることを受け、水道料金の基本料金を平均 10.2% 引き下げを行う。 ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。

年 月	出 来 事
平成24年 4月 (2012)	水安全計画の策定 水道水の安全をより一層高める総合的な水質管理のための計画として、「水安全計画」を策定。
平成25年 2月 (2013)	緊急遮断弁設置事業の完了 武庫が丘配水池の緊急遮断弁設置により、市内9箇所の緊急遮断弁設置事業が完了。
3月	三田市水道ビジョンの策定 将来にわたって安全、安心な水を安定的に供給していくための指針として、「豊かな自然に恵まれたおいしい水をいつまでも」を将来像とし、平成33年度までに推進すべき内容を盛り込んだ「三田市水道ビジョン」を策定。
4月	水道お客さまセンターの開設 お客さまサービスの向上と効率的な事業運営を図るため、上下水道料金徴収業務等を民間会社へ委託し、「三田市水道お客さまセンター」を開設。 第二テクノパークでの給水開始 第二テクノパークⅠ期工事完成に伴い、第二工業団地加圧所、第二工業団地配水池が稼働し、進出企業に給水を開始。
平成26年 4月 (2014)	水道料金にかかる消費税率の変更 消費税法改正により、消費税8%（地方消費税含む。）を転嫁。 昭和41年以來の大改正となる地方公営企業会計基準の見直しにより、4月から新会計基準を適用
8月	8月16日～17日 近畿北部豪雨災害発生 局地的な豪雨により、近畿北部に土砂災害や浸水被害等をもたらす。 8月18日、丹波市の要請により、篠山市、養父市、朝来市、豊岡市の各市と共に応援給水を行う。 8月19日～9月17日の間、兵庫県下 水道事業体の輪番制による応援給水を行う。
10月	三田市上下水道工事業協同組合と「災害時における上水道の応急活動に関する協定」を締結 災害時の水道施設の応急復旧や応急給水活動に関する協定を締結。
平成28年 1月 (2016)	1月25日 記録的寒波 全国的に記録的寒波により、漏水被害が発生。
3月	第一環境株式会社と「災害時における上水道の応急活動に関する協定」を締結 災害時の水道施設の応急復旧や応急給水活動に関する協定を締結。
平成29年 3月 (2017)	給水ローリー車購入 吸水及び高所への給水が可能となるポンプを内蔵。 仕様 最大積載量 1,800kg（飲料水） 内容量 1.8m ³ ポンプ 最大揚程30m 吐出量 200ℓ/分 給水口 9ヶ所
平成30年 2月 (2018)	保存用ボトルウォーター作成 市制60周年記念に併せ、水道水のおいしさと安全性のPR及び災害時に備えた応急給水資材として保存用ボトルウォーターを作成。 仕様 製造数量 10,000本 賞味期限 10年 容器 アルミボトル 容量 490ml

年 月	出 来 事
平成31年 2月 (2019)	<p>降雨量の減少により青野ダムの貯水率が50%を下回ったことから節水呼びかけた。</p> <p>。 県主催の青野ダム渇水対策連絡会議が開催されたが、3月28日には貯水率が58.7%まで回復したため、節水の呼びかけを終了した。取水制限等は実施せず。</p> <p>古城浄水場集中監視装置の更新 中央 1基 テレメータ 28基 場内系と場外系のシステムを統一し、きめ細やかな監視を行えるようにした。</p>
3月	<p>三田市水道事業経営戦略の策定 三田市上下水道事業経営戦略策定懇話会を開催し、平成31年度から10年間の経営の基本計画であり、投資・財政計画をまとめた「経営戦略」を策定。</p>
令和元年 10月 (2019)	<p>水道料金にかかる消費税率の変更 消費税法改正により、消費税10% (地方消費税含む。) を転嫁。</p>
9月 (2019) ～令和2年9月	<p>三田市上下水道事業経営審議会の設置 将来にわたって上下水道の安定的な事業運営を継続していくための適正な水道料金及び下水使用料のあり方等について審議を行うため、水道事業・下水道事業合同の審議会を開催した。そして、令和2年9月に審議会からの答申を受け、検証した結果、令和3年3月に水道事業給水条例の一部の改正を行った。</p>
11月 (2019)	<p>広報誌「さんだの水道・下水道」の発行 水道事業及び下水道事業の仕組みや課題について、幅広い世代の方々に関心を持ってもらうと共に、広報・PR推進の一環として広報誌を創刊した。</p>
令和2年 7～10月 (2020)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による市民や事業者の経済的な負担を軽減するため、基本料金及び従量料金の全額を免除。(免除額約8.2億円)</p>
令和3年 3月 (2021)	<p>水道料金の改定を行う為、3月25日に三田市水道事業給水条例の一部を改正した。</p>
10月 (2021)	<p>水道料金の改定 基本水量制(10㎡/月までの定額)を廃止し、一般用・φ20mm以下の10㎡迄の従量料金を0円→15円(使用水量1㎡ごと)に改定した。 (3月25日、三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例に基づく) ※「IV-1 水道料金の変遷」を参照。</p>

2 拡張工事等の沿革

年	事業名	出	来	事
昭和11年	旧三田町 水道事業創設	計画給水人口 計画1日最大給水量	6,000人 800m ³	
昭和15年	旧三輪町 水道事業創設			
昭和35年	第1次拡張事業	旧三田町、旧三輪町上水道事業の統合(三輪町の廃止) 計画給水人口 計画1日最大給水量	16,000人 2,880m ³	
昭和37年	第2次拡張事業	給水量の拡張 計画1日最大給水量	5,400m ³	
昭和42年	第3次拡張事業	人口増による水量拡張 計画給水人口 計画1日最大給水量	22,000人 7,260m ³	
昭和44年	第4次拡張事業	福島簡易水道の統合		
昭和47年	第5次拡張事業	給水区域の拡張		
昭和49年	第6次拡張事業	古城浄水場の改良		
昭和55年	第7次拡張事業	給水区域の拡張(北摂NT南地区の一部、池尻及び西野上) 計画給水人口 計画1日最大給水量	20,500人 11,050m ³	
昭和60年	第8次拡張事業	給水区域の拡張(北摂全域、沢谷、広野、相野各簡易水道の統合、上野、青野及び上本庄地区の給水区域の拡張) 計画給水人口 計画1日最大給水量	113,500人 59,500m ³	
平成12年	第9次拡張事業	給水区域の拡張(小野、高平、藍、乙原、青野、本庄、岩倉、大川瀬地区等) 未給水地区の解消 計画給水人口 計画1日最大給水量	151,100人 74,000m ³	
平成18年	水道事業と簡易 水道事業の統合	計画給水人口 計画1日最大給水量	151,805人 74,180m ³	